別添６.

エコマーク商品類型　No.113

「包装用紙 Version2.0（認定基準案）」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

2002 年の日本国内の包装用紙の生産量は、年間約 95 万 t になり、近年はほぼ横ばい傾向にある。エコマークではこれまで、包装用紙については、エコマーク商品類型 No.113「包装用の用紙」での対象品目として扱い、主に古紙の利用促進を図ってきた。同基準が制定された背景には、包装用紙は、消費量そのものが増大していること、原料に一定の古紙を使用しているが、木材パルプも原料として多く利用していること、過度に白い紙を製造することによる原料の選別、製造時のエネルギー消費、化学薬品の使用、廃水処理など、環境に対して様々な影響があるとの考えがあった。

商品類型 No.113「包装用の用紙」の制定から 5 年が経った現在、環境的な背景として留意すべき点は大きく変わらないが、化学物質等への関心は以前にも増して高まってきている。特に PRTR 法の施行に伴い、化学物質に関する知見が蓄積されつつあり、包装用紙におけるエコマークの認定基準として、化学物質の取り扱いを明確に規定することが必要である。

また、木材パルプについても 5 年前に比べて、第三者による持続可能な森林管理の認証システムなどが構築されつつあるなど、基準項目として検討可能な新しい試みも見られた。古紙の利用以外にも、環境対応に優れた原料が選べるようになってきている。

本商品類型では、従来の古紙パルプの利用促進に加え、これらの新たな観点を踏まえて、化学物質の管理など様々な面から環境に配慮した基準項目を策定した。なお、本基準の見直しに合せ、商品類型名を「包装用の用紙」から「包装用紙」に変更し、対象品目も原紙としている。

2. 対 象

包装紙、包装袋、封筒類などの原紙（経済産業省「紙・パルプ統計年報」による紙の品目分類の「包装用紙」）

3. 用語の定義

包装用の用紙	：	物品の保護の目的で包装に用いられる紙の総称。
古　　紙	：	市中回収古紙および産業古紙。
市中回収古紙	：	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。
産 業 古 紙	：	原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として

使用されない紙。ただし、原紙の製造工程（工場）内で発生し、再び同じ工程（工場）内で原料として使用される紙は除く。

古紙パルプ	：	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを難解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ
古紙パルプ配合率	：	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率10%の重量とする。
原紙	：	製袋、塗布、含浸などの加工を施すために素地となる紙の総称。
蛍光増白剤	：	使用することにより日光のもとで蛍光を発し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。
禁忌品	：	（財）古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの。

4. 認定の基準

4 - 1. 環境に関する基準

(1) 包装紙用原紙にあっては、原料中の古紙パルプ配合率が40%以上であること。

包装袋用原紙にあっては、古紙パルプ配合率が30%以上であること。封筒類用原紙にあっては、古紙パルプ配合率が50%以上であること。

(2) 塗工量は、両面で30g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は17g/㎡とする。

(3) 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(4) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。（ただし、2005年6月30日まで本項目は適用しない。）

(5) アゾ着色剤に関しては、1つ以上のアゾ基の還元分解によって、別表1のアミン１つ以上を生成する可能性のあるアゾ着色剤（染料または顔料）を使用しないこと。または、使用のある場合は、別表1に記載されたアミンの１つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないこと。

(6) 蛍光増白剤は、処方構成成分として最小限の添加にとどめること。

(7) 製品は、（財）古紙再生促進センターで定める禁忌品を含んでいないこと。

(8) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

4 - 2. 品質に関する基準

(9) 品質については、日本工業規格JIS P 3401などの該当規定に適合していること。

5. 認定基準への適合の証明方法

(1) 各基準への適合を証明する資料を、申込書に添付すること。

(2) 認定基準 4 - 1(1)及び(2)については、製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率及び塗工量の証明書を提出すること。なお、証明書には、古紙パルプ配合率、片面及び両面それぞれの塗工量の具体的数値をそれぞれ記載するものとする。

(3) 認定基準 4 - 1(3)については、工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去 5 年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。また、製品を製造する工場に PRTR の適用があり、対象となる物質（第一種指定化学物質）を法律で報告義務を定めた規定量以上使用している場合は、物質ごとの排出量および移動量を記載した製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

(4) 認定基準 4 - 1(4)については、製紙業者の発行する証明書を提出すること。

(5) 認定基準 4-1(5)については、該当物質の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。また、使用のある場合は、別表 1 に記載されたアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことについて製紙事業者の発行する以下の①から③のいずれかの証明書を提出すること。

① 製品1kg当たり30mgを超えた該当アゾ着色剤の添加がないことの証明書

② 計算上、すべての可能性において、別表1のアミンの１つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことを示す証明書

③ ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により別表1のアミンの１つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないことを示す証明書

(6) 認定基準 4 - 1(6)については、蛍光増白剤の使用の有無を記載した製紙業者の発行する証明書を提出すること。また、使用のある場合は、蛍光増白剤使用量を証明書に記載すること。

(7) 認定基準 4-1(7)及び(8)については、付属証明書に具体的に記載すること。

(8) 認定基準 4 - 2(9)については、日本工業規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果または JIS 認定工場の写しを提出すること。また、製品の一部（最大 A4 サイズまで）を提出すること。

6. その他

(1) 商品区分は、包装紙用原紙、包装袋用原紙および封筒用原紙ごと、かつブランド名毎とし、寸法および包装ロットの違いは問わない。ただし、用紙の種類および品質・紙質などが同一の商品（4-1(1)(2)(4)(5)(6)について、同一の商品設計であること）であれば、異なるブランド名であっても同一商品区分として扱う。

(2) エコマーク下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所及び表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの 1 段矩形枠で囲んだものとし、「古紙パルプ配合率○○%」もしくは「古紙パルプ配合率○○%以上」と記載すること。なお○○%の場合は、製品の実際の古紙パルプ配合率を記載するものとする（小数点以下は、切り捨てとする)。以下に一例を示す。

ちきゅうにやさしい
○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）
古紙パルプ配合率 ○○%
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号(数字のみでも可)

ちきゅうにやさしい
○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）
古紙パルプ配合率○○%以上
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号(数字のみでも可)

エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

(3) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。

2004 年 7 月　1 日 制定予定（Version2.0）
2009 年 6 月 30 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定または商品類型の廃止を行います。

別表 1　アゾ基の分解により生成してはならないアミン

化学物質名		CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-*o*-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	*o*-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	*p*-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	*p*-クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン－ビス－（２－クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	*o*-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	*o*-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

解 説 「包装用紙 Version2.0」

2004年 7月 1日制定予定

1. 環境的背景の補足

世界の紙消費量は2001年で約3億1,800万tであり、日本国内の紙・板紙の生産量は、一年間で約3,070万tになる。これら紙・板紙の消費量は、国民一人当たりにすると年間に243kgになる。世界平均の消費量は、一人当たりで52.0kgとなり、日本はこの4.7倍を消費していることになる。

一方、日本国内の古紙回収量は一年間で約2,000万t（2002年）であり、古紙回収率は、約65.4%（(古紙入荷－古紙輸入＋古紙輸出)／(紙・板紙国内消費量＋紙・板紙輸入－紙・板紙輸出)）である。また、紙・板紙全体の古紙利用率は、約60%（(古紙消費量+古紙パルプ消費量)／国内産生の紙・板紙に使用された繊維原料合計）であるが、包装用紙では古紙利用率が約6%と非常に低い水準に留まっている。

2. 対象について

本商品類型においては、その対象を包装紙、包装袋、封筒類などに使用される原紙および中間製品とした。本商品類型は対象製品の性質上、用紙類（No.106「印刷用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」、No.108「衛生用紙Version2.0」）と共に検討が可能であることから、次回見直し時には、用紙類と併せて検討することが確認された。なお、Version1.0において対象製品であった包装袋、包装紙、封筒類など、本商品類型対象製品を用いた最終製品は、No.112「文具製品Version1.0」の対象として扱う。

3. 用語の定義について

「市中回収古紙」および「産業古紙」の定義にあたっては、JIS Q14021におけるポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料の定義および、日本製紙連合会／（財）古紙再生促進センターによる古紙の定義を参照した。日本製紙連合会／（財）古紙再生促進センターの定義では、製品として出荷されずに、発生と同一の事業者、またはその委託事業者が紙の原材料として利用するものは古紙とみなされない。エコマークの「産業古紙」の定義では、出荷の有無に関わらず、発生と同一の工程(工場)で利用されるものを除外しているため、日本製紙連合会／（財）古紙再生促進センターの古紙の定義とは判断が一致しないケースが一部生じる可能性はある。

(参考)

JIS Q 14021 ポストコンシューマ材料の定義

家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これは、流通経路から戻される材料を含む。

JIS Q 14021 プレコンシューマ材料の定義

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再利用でき

る加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。

「古紙の利用のためのリサイクル法」日本製紙連合会・(財）古紙再生促進センター

法第二条第一項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号。以下「政令」という。）第一条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全部又は一部が紙である物品であって、一度使用され、又は使用されずに収集されたもの又は廃棄されたもののうち、有用なものであって、紙の原材料として利用することができるもの（収集された後に輸入されたものも含む。）又はその可能性があるものを言う。

ただし、紙製造事業者の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者に加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙として取り扱わない。

「古紙配合率」については、前回制定された基準（以下、Version1.0と表記）においては、各製紙メーカーの実際の管理方法に合わせて「（古紙(有姿)＋ 購入古紙パルプ）／（バージンパルプ＋ 古紙(有姿)＋ 購入古紙パルプ）」としていたが、本基準No.112「包装用紙Version2.0」（以下、Version2.0と表記）では、ISO に準拠した「古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）」で表される「古紙パルプ配合率」を採用した。なお、パルプの配合については水分10%での質量を採用している。

4. 認定の基準について

4 - 1. 環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「包装用紙Version2.0」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中◎印および○印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A - 1、B - 1、B - 5、B - 6、B - 8、C - 1、C - 7、D - 8、D - 9、E - 7およびF - 7（表中◎印）である。

なお、表中の□印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A 資源採取	B 製造	C 流通	D 使用消費	E 廃棄	F リサイクル
1. 資源の消費	◎	◎	◎			
2. 地球温暖化影響物質の排出		○	○			
3. オゾン層破壊物質の排出						
4. 生態系への影響	○					
5. 大気汚染物質の排出		◎	○			
6. 水質汚濁物質の排出		◎				
7. 廃棄物の発生･処理処分		○	◎		◎	◎
8. 有害物質などの使用・排出		◎		◎	○	
9. その他の環境負荷				◎		

A　資源採取段階

◇ A‐1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 原料として、古紙パルプの配合率が包装紙用原紙40%以上、包装袋用原紙30%以上、封筒類用原紙50%以上であること
(2) 持続可能な森林の認証制度について

(1) については、古紙の利用促進の観点から考慮すると、森林の保全および紙ごみの削減のために、製品原料の古紙パルプ配合率が高いことが望ましいとの意見が挙げられた。また、Version1.0においては、古紙配合率が30%以上（封筒は40%以上）であったが、消費者から配合率のより高い製品が求められているとの意見が挙げられた。

また、Version1.0制定から6年が経過し、包装用紙においても古紙パルプ配合率の高い製品が増える傾向にある。しかし、本商品類型対象製品は製品機能上、強度が要求されることから、古紙パルプ配合率の引き上げは強度を補う目的での紙力増強剤の使用や坪量の増加を招き、環境負荷の低減には繋がらない恐れがあるとの意見も挙げられた。そこで包装袋に使用される原紙についてはVersion 1.0の基準を据え置き、古紙パルプ配合率30%以上、比較的強度の必要性が低い包装紙用原紙については古紙パルプ配合率40%以上に引き上げることとした。封筒類用原紙については、強度の必要性が低く、またエコマーク認定商品の大部分が配合率70%以上であることから、更に高い古紙パルプ配合率の設定が可能とされたものの、Version 1.0における配合率40%以上という基準を一気に70%まで引き上げることは適当ではないとの判断から古紙パルプ配合率50%以上を基準とすることとなった。ただし、配合率の算出方法を古紙配合率から古紙パルプ配合率に変更したことにより、数値が同じ配合率であっても実質的には約5%の古紙の増配になる。

なお、包装用紙のうち晒製品において古紙パルプ配合率の高い製品が多い（古紙パルプ配合率70%以上の製品が晒で約8.7%、未晒で0.6%）ことを考慮し、晒製品についてのみ基準を引き上げ、未晒製品については基準を据え置くという案も検討されたが、晒製品、未晒製品という区分が消費者には分かりづらいとの意見があり、採用されなかった。

(2) については、Version1.0の検討時と同様に古紙以外の原料としてバージンパルプを使用している紙は、持続可能な管理をされた森林から生産される木材を使用するべきであり、原料の由来を明確にする観点からも基準を策定する項目として選定する必要があるとの意見が挙げられた。

しかし、現在のところ、エコマークの基準として盛り込める形での、持続可能な管理のされた森林の基準、認証制度に関する国内的、国際的合意調整はまだ得られておらず、包装用紙として持続可能な管理のされた森林由来の木材の基準を環境ラベルに導入しているのがNordic Swan（北欧）の包装用紙のみで国際的にも導入があまり進んでないこと、日本における認証制度のあり方が定まってないこと、エコマークの用紙類の商品類型（No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」、No.108「衛生用紙Version2.0」）の認定基準検討の際も導入が見送られたことなどの理由により、導入は時期尚早との結論に到った。

ただし、持続可能な管理のされた森林から生産される木材をパルプの原料とすることに対してコンセンサスが得られた際は、エコマークの認定条件の一つとすることを「１．環境的背景」で述べることとし、現時点では基準を策定する項目としては選定されなかった。なお、各委員からは、引き続き検討を行うべきとの意見が出された。

◇ A‐4（生態系への影響）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 森林伐採における生態系の保護

本項目については、A-1(2)項において一括して検討されたので省略する。

B　製造段階

◇ B‐1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 塗工について

(1) については、Version1.0の検討段階では、本商品類型においては過度な塗工がなされることはないことから基準を制定する項目としては採用されなかった。Version2.0においては、No.106 「情報用紙Version2.0」、No.107 「印刷用紙Version2.0」等、他の用紙の商品類型と整合をとる必要があること、表面塗工された紙は、印刷適性など紙の品質を向上することができるなどの優れた点がある一方、その古紙をパルプにする際、塗工材料が製紙スラッジと呼ばれる廃棄物になるため、塗工量の削減が廃棄物削減の観点から重要であり、本商品類型においても塗工量に関して基準を設けることとした。

また、包装用紙は、大半が片面印刷であり、片面への塗工量を制限することは重要との観点から、両面の塗工量の基準に加え片面の最大塗工量の基準についても併せて設けることとした。

なお、白色顔料を内填しているものについては、非塗工用紙として扱うものとする。

◇ B－2（地球温暖化影響物質の排出）

(1) 製造段階における省エネルギー、二酸化炭素排出量について

(1) については、Version1.0において省エネルギーについて検討がなされ、Version2.0の検討時においても、一部海外環境ラベルが製造段階におけるエネルギー消費量や二酸化炭素排出量削減を基準として設けていることから基準策定を求める意見があった。

しかし、製造業者においては、コスト削減の一環としてエネルギー消費量の削減に以前から取り組んでいること、二酸化炭素排出量に関しては日本が気候変動枠組み条約に批准したことを契機として削減の取り組みを始めていることなどの理由により、本項目は基準項目として選定されなかった。

◇ B－5（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 大気汚染については、適切な管理がなされていること

Version1.0において、製紙工程から排出される大気汚染物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断されており、Version2.0においても同様の検討により本項目は基準を策定する項目として選定された。

◇ B－6（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 排水については、適切な管理がなされていること

(1) については、Version1.0において、製紙工程から排出される水質汚濁物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断されており、Version2.0においても同様の検討により基準を策定する項目として選定された。

◇ B－7（廃棄物の発生･処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 塗工について

(1) の塗工については、B-1(1)項において一括して検討がなされ、同じ内容であるので省略する。

◇ B－8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) アゾ着色剤について (2) 塩素ガス漂白について (3) 有害物質について

(1) については、D-8(1) 項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(2) については、現在の製紙工程では塩素ガス漂白から塩素系化合物の使用を含む酸素漂白に切り替わりダイオキシン対策は進んでいるが、海外の環境ラベルでも基準項目として選定されていること、製紙業界の取り組みにより2004 年度末を目途にECF（非塩素漂白）化が進められていること、No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」など、他の用紙の商品類型と整合をとる必要があることから、基準を策定する項目として選定された。ただし、包装用紙の製紙事業者では小規模でECF化の取組が遅れている事業者もあることから、適用を1年間猶予することとした。

(3) については、Version1.0検討時においては、条例、法律、製紙工場が立地する地域の協定を遵守することが基準として盛り込まれた。Version2.0検討においては、これに加え、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」(以下、PRTR法)が施行され化学物質の排出等の報告に関する法整備がなされたこと、用紙類の商品類型（No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」、No.108「衛生用紙Version2.0」）においてPRTR 法に基づく報告レベルの基準が盛り込まれたことなどの理由により、本商品類型においてもPRTR 法を活用した基準項目を設け、使用量の削減を促すこととなった。具体的には製品の製造工程全般においてPRTR 法における第一種指定化学物質、もしくは第二種指定化学物質の使用がある場合には報告することとした。

C　流通段階

◇C-1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) コア材への環境配慮について (2) 再使用または再生利用可能な梱包形態（単一素材、易分解性）

(1) については、重量が大きいため、その軽量化によって輸送時のエネルギー消費量削減が図れること、機能上、要求される強度を確保するため高品質の材料が利用されておりリサイクル使用が望ましいことから検討された。しかし、製紙業界においては、原材料への古紙などの利用、プラスチックへの代替も含めたリユースの促進などコア材における環境配慮を進めているとの意見があり、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2) については、Version1.0 においては、包装用紙の梱包材は、防湿性を要するため、プラスチック樹脂または紙と樹脂からなる物が多く、そのほとんどは、リサイクルすることが困難との理由から廃棄処理されていることから、省資源、リサイクルの容易性に配慮することは環境負荷低減のために重要であると判断され、基準を策定する項目として選定された。Version2.0 検討時においては、製紙業者が梱包形態への配慮を進めているとのことであったが、更なる配慮を促すために、本項目は基準を策定する項目として選定された。

◇C-2（地球温暖化影響物質の排出）

(1) 輸送段階におけるエネルギー消費量、環境負荷削減について

Version1.0においては、二酸化炭素の排出が少ない方法による代替の流通手段を基準とすること

は難しいとして基準を策定する項目として選定されなかった。Version2.0 においては、クリーンエネルギーなどを利用した自動車による輸送の実施によりエネルギー消費量や環境負荷の削減を図りたいとの意見が挙げられた。

しかしながら、クリーンエネルギーの定義がエコマークにおいてなされていないこと、基準とするには定量化が必要であるが、一般的な定量化手法であるLCA（ライフサイクルアセスメント）におけるインベントリ分析では、多くの仮定を設けるために正確な予測が難しいこと、本商品類型以外の商品類型にも関わる問題であるのでエコマーク全体として導入の検討が必要であること、製紙業界は包装や荷造りへの配慮、モーダルシフト、共同配送などを実施しており配慮は十分していることなどの理由により、本項目は基準を策定する項目としては採用されなかった。

ただし、本項目は、トラック輸送による排気ガスなどが問題となっている状況において重要な意味を持つことから、配慮事項とすることとした。

◇C-5（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 輸送段階における環境負荷の削減

(1) については、C-2(1)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

◇C-7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 再使用または再生利用可能な梱包形態（単一素材、易分解性） (2) 焼却処理時の負荷について

(1) については、C-1(2)項において一括して議論がなされ、同じ内容であるので省略する。

(2) については、焼却処理時の負荷低減に配慮されていることは重要であり、基準を策定する項目として選定された。

D　使用・消費段階

◇ D - 8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) アゾ着色剤について (2) 塩素ガス漂白について

(1) については、Version1.0 においては検討はなかった。Version2.0 においては、本商品類型においてま~~も~~使用される可能性があり、用紙類の商品類型（No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」、No.108「衛生用紙Version2.0」）においても基準項目となっていることから検討がなされた。基準化にあたっては、エコマークの他の商品類型認定基準との整合を考慮して、別表2のアミンを生成するアゾ着色剤について規制を設けることとした。本

基準項目が依拠するドイツ日用品規則では、「試料1kg 当たり30mg を超えるアミンの検出」をもって「アミンの生成」の判断基準としており、本基準項目もこれに従うものとした。

(2) については、B-8(1)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

◇D-9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 蛍光増白剤について

(1) については、Version1.0 において蛍光増白剤は製品の機能上、不必要な薬品であるとの見解をエコマークとして示したが、使用を認めないことは古紙利用促進の妨げになると判断し、過剰な使用をしないことを基準項目としていた。Version2.0の認定基準検討においては、発がん性などの有害性を有する化学物質は使用されておらず、Version1.0以上の厳しい規制は不要であるとの意見があったが、用紙類の商品類型No106 「情報用紙Version2.0」、No107「印刷用紙Version2.0」においては必要最小限の添加にとどめることとしており、これに準じることとした。本基準項目は、事業者が自主的に使用量を抑制することを期待した報告レベルの基準項目である。

E　廃棄段階

◇ E-7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 廃棄処理時の負荷低減

(1) については、本類型の対象となる原紙および中間製品から製造される最終製品の一部は、「容器包装リサイクル法」の対象となっているものの、実状としては回収・リサイクルされていないものが多いことを考慮して廃棄処理時の負荷低減について、基準を策定する項目として選定された。

◇ E-8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) アゾ着色剤について (2) 塩素ガス漂白について

(1) については、B-8(1)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(2) については、B-8(2)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

F　リサイクル段階

◇ F-7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) リサイクル時に妨げとなる加工が施されていないことなどリサイクルの容易性への配慮

古紙のリサイクルを進める上での大きな問題として異物、禁忌品の混入があり、回収古紙内の異物、禁忌品の程度が重大な影響を与えることになる。

Version1.0 において、古紙のリサイクル阻害要因としては、(財)古紙再生促進センターの規定する禁忌品を使用しないことを求めており、Version2.0 でもこれを適用することとした。

エコマーク 商品類型 No.113 Version2.0

申込ブランド名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

印（社印を捺印）

＜付属証明書の作成方法＞

1．申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。
2．「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。
「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。
3．各証明書の作成は（記入例）を参照して下さい。
4．「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。

項目	添付証明書	添付証明書の発行者
エコマーク表示有無（予定）	□ある □製品／□包装／□カタログ・リーフレット □取扱説明書／□その他（　　　　　） □なし（表示する場合は表示設計図の提出が必須です） （該当する事項をチェックして下さい。ある場合は、以下の表示予定設計図をご提出ください。）	申込者
エコマーク使用規定第3条 エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示	表示予定設計図の提出（書式自由・原稿）	
エコマーク使用規定第7条 エコマーク使用契約者名、認定番号の表示		

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
製品を開発した会社	□他社／□自社 （該当する事項をチェックして下さい）	他社開発製品の場合、申込承諾書（記入例1）	申込承諾者
本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合	ブランド名以外の変更が　□ある／□ない （該当する事項をチェックして下さい） （ブランド名以外変更がなければ、以下の項目の証明は不要です）	エコマーク商品認定審査結果通知書の写し 既認定型式と本申込製品の型式との対応表 変更点についての認定基準に対する証明書（変更がある場合）	
対象	□包装紙用原紙／□包装袋用原紙 □封筒類用原紙 （該当する事項をチェックして下さい）		

4－1.＜環境に関する基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1)(2)(4)(5)(6) 用紙の古紙パルプ配合率など		証明書（記入例2） （用紙毎）	製紙事業者
4-1.(3)環境法規		証明書（記入例2）	最終製品製造工場長
4-1.(3)PRTR 第一種指定化学物質の使用	□使用あり／□使用なし （該当する事項をチェックして下さい） 使用がある場合は、右の添付証明書が必要です。	証明書（記入例3）	申込者
4-1.(7)紙材料の禁忌品の有無	禁忌品の使用有無 □ある／□ない （該当する事項をチェックして下さい）		
4-1.(8)製品の包装材	包装材の材質： 包装方法：		

4－2.＜品質に関する基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-2.(9)製品の品質	JIS などの該当する品質規格が □ある（名称：　　　　　　　　） □ない（自社規格） （該当する事項をチェックして下さい）	該当する品質規格に適合していることの証明書	申込者または第三者試験機関
		該当する品質規格がない場合、自社規格に適合していることの証明書（記入例4）	申込者

記 入 例 1 - 113

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

〇　〇株式会社
〇　〇　〇　〇
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込承諾者

申込承諾書

当社（エコマーク認定）ブランド名（　　　　　）（認定番号（　　　　））を、（申込企業）がブランド名（　　　　　　）として、エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

記 入 例 2 - 113

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、製紙事業者

紙質証明書

紙材料の商品ブランド名	
紙の種類	□紙（単層漉き） （該当する事項をチェックして下さい）
古紙パルプ配合率	%
塗工量（両面合計値） （塗工がない場合、0g/m²と記入）	g/m²
片面の塗工量（最大値）	g/m²
蛍光増白剤使用量 （製造地の用水、または紙に対して）	□使用なし／□あり （該当する事項をチェックして下さい） 使用ありの場合、使用量を報告 （　　　・単位）
塩　素　ガ　ス	使用なし／あり
別表1のアミンの１つ以上を生成する可能性があるアゾ着色剤 （製品1kg当たりの使用量）	使用なし／あり ①使用ありの場合、使用量を報告（　　mg／kg） ②30㎎／kgを超える使用量の場合、計算上、すべての可能性において、別表1のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30㎎を超えて検出されないことを示す説明資料を提出 ③ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により、別表1のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30㎎を超えて検出されないことを示す証明書を提出

＊上記の数値は、固有数値をご記載ください。

記 入 例 3 - 113

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

環境法規遵守証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去５年間（※）遵守していること。

関連法規　例　大気汚染防止法
水質汚濁防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
} 工場が該当する法律名を記載すること

○○県○○環境保全条例
○○市公害防止協定
} 工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること

以上

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。
本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より３ヶ月程度とします。

記 入 例 4 - 113

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○ ○ ○ ○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

PRTR 法における第一種指定化学物質の使用に関する報告書

*（申込商品名）*は、製品の製造にあたって、「特定化学物質別の環境への排出量の把握等及び管理改善の促進に関する法律（PRTR 法)」に定める第一種指定化学物質のうち、下記の物質を処方構成成分として使用していることを報告します。

記

物　質　名	CAS No.

以上

記 入 例 5－113

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○○○○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品工場長

品質管理証明書

当社エコマーク認定申込ブランド名（　　　　　　）については、
別紙（第三者試験機関もしくは自社試験の試験結果）の品質管理項目に
基づいて、商品を管理し、品質管理基準に適合する商品のみを
出荷することを証明します。